

消費税率引上げに伴う対策について

平成30年11月20日
自由民主党政務調査会
経済成長戦略本部

経済成長戦略本部は、政務調査会改革の一環として、従来党則79条機関として設置されてきた日本経済再生本部と経済構造改革に関する特命委員会を発展的に統合させる形で新たに設置された。

当本部は、わが国のマクロ経済政策の在り方の検討や来年夏までの具体的な成長戦略の策定など、自民党における経済政策の司令塔的機能を担っていくが、先ずは、来年10月1日から予定される消費税率引上げに向けた対応策について、11月7日より4回にわたり有識者ヒアリングを含めた議論を行うとともに、各部会に対しても検討を指示し意見集約を行った。

こうした議論を踏まえ、政府に対し、以下のとおり申入れを行う。

記

1. 消費税率引上げの意義に対する理解の促進等

- (1) 少子高齢社会が進行する中であって、財政健全化を着実に進めつつ、人生100年時代における社会保障制度の持続可能性を確保するためには、昨年の総選挙で公約したとおり、法律で定められた消費税率の引上げが必要である。
- (2) その際、消費税については、2014年4月に5%から8%へ引き上げて以降、経済状況を踏まえ2回にわたり引上げを延期していることから、先ずは、上述の消費税率引上げの意義について、国民や事業者の皆様丁寧に丁寧に説明していくことが大切である。
- (3) また、消費税率引上げへの国民の理解を得るためには、今後3年間の「改革集中期間」において社会保障制度改革を着実に進めるとともに、本年末までに改革工程表を改定し、各歳出分野における改革項目について示していく必要がある。

2. 消費税率引上げに耐えうる日本経済の潜在力の向上

- (1) その上で、8%への引上げ時の経験を踏まえれば、消費税率引上げに伴う負の所得効果等が及ぼす影響への対応が必要である。また、中国はじめ新興国経済の減速リスク、保護主義の台頭、Brexitの影響など今後の国際経済環境の不確実性への備えも必要である。

- (2) 先ずは、日本経済の基礎的体力を向上させることが不可欠である。安倍政権5年半の取組により、経済は70か月を超える景気回復、雇用は250万人増加など、経済の好循環が着実に回り始めているが、一般の消費税率引き上げによって腰折れすることないよう、経済再生を一層加速していくことが何よりも重要である。

特に、地域・中小企業の生産性の向上、人手不足への対応、Society5.0の推進など重要課題について、政府は、本年4月にわが党より提案した「経済構造改革戦略：Target4」を着実に実施に移すべきである。当本部としても、来年夏までの新たな成長戦略のとりまとめに向け、引き続き精力的に議論を行っていく。

- (3) また、財政規律に十分に配慮しつつ、消費税率引上げによる経済的影響に適切に対応できる当面の予算措置を講ずる必要がある。特に、治山治水、交通、電力エネルギー、医療、教育、農林水産、上下水、地方創生、観光等の各分野において、官民一体となった防災・減災、国土強靱化に向けた投資、施設・設備整備等の取組を強化することが必要である。また、平時の政策立案においても防災・減災の視点が重要である。

引き続き、党としても、防災・減災、国土強靱化を含め、今後の必要な予算措置等について関係各部会において検討を深めていくが、政府においては、その結果について平成30年度第2次補正予算及び平成31年度当初予算に適切に反映させるよう求める。なお、現時点で各部会より報告された重点課題は別添のとおりである。

3. 当面の臨時・特別の措置の実施

(1) 臨時・特別措置策定にあたっての3原則

上記の取組とともに、政府においては、来年度、再来年度予算において、消費税率引上げ対応として、以下のとおり、「財政規律を堅持」、「目的を明確に」、「未来及び構造改革に投資を」の3原則に沿って、臨時・特別の措置を講じるべきである。

<財政規律を堅持>

- ① 財政健全化や社会保障制度の持続可能性確保など消費税率引上げの意義を損なうことがないよう、厳にバラマキを慎み、来年度予算、再来年度予算を通じて、各措置の規模、実施時期をバランスよく組み合わせることで、対策全体として財政規律を堅持すること。なお、このことは、対策の期限切れ後に新たな反動減を起こさないことにも通じる。

＜目的を明確に＞

- ② 各措置は、次のとおり、その目的を明確にした上で行うこと。
 - A) 負の所得効果への対応（所得効果対策）
 - B) 消費税が持つ逆進性を緩和するための支援（逆進性緩和対策）、
 - C) 駆け込み・反動減を緩和する対策（駆け込み・反動減対策）
 - D) 軽減税率対応に加え、働き方改革・人手不足への対応などにより事務負担の拡大が見込まれる中、地域経済・雇用の支え手となっている中小・小規模事業者への支援（中小・小規模事業者対策）

＜未来及び経済構造改革に投資を＞

- ③ 各措置は、デジタル化やキャッシュレス化といった未来の成長、構造改革に資する観点も十分に踏まえて立案すること。
併せて、事業者の対応が難しい複雑な仕組みや地方自治体等に過度な事務負担が生じないように、留意すること。

(2) 具体的措置

(1) の3原則に沿って、当面の臨時・特別の措置として次のとおり提言する。

＜負の所得効果対策＞

- ① 引きつづき、民間部門に対し、最大限の賃金引上げ努力を促すとともに、賃上げを実施する企業に対する後押しを徹底すること。同時に、最低賃金の1000円程度への引上げ実現に向けて、政府を挙げた環境整備を継続すること。
- ② 消費税率引上げ分の使い道を変更し、2%の引上げによる税収のうち半分を国民に還元するため、来年10月1日から実施予定の幼児教育無償化措置について、早急に実施の詳細を決定するとともに、円滑な実施に万全を期すこと。
- ③ 国民共通の社会基盤であるマイナンバー制度を活用したポイント発行に対し、プレミアム率を適正に保ちつつ、以下のとおり、期限を区切って国の負担でプレミアムを付与するとともに、そのための環境整備を進めること。
 - A) 自治体によるマイキープラットフォームの活用を促しつつ、マイキープラットフォームを活用して発行される自治体ポイントに対し、プレミアムを付与。

- B) 国による全国一律のポイント発行を行うアカウントをマイキープラットフォームに開設し、プレミアムを付与。

＜逆進性緩和対策＞

- ④ 家計消費の4分の1を占める飲食料品等を中心に導入される軽減税率について、制度導入まで1年を切る中で多くの中小・小規模事業者が準備に取り掛かれていない。こうした現状を踏まえ、その広報を徹底するとともに、実施の詳細を早急に明らかにすること。

特に、軽減税率の実施に向けて、事業者が万全に対応できるよう、徹底したレジ導入支援をはじめ事業者への支援に万全を期す。併せて、軽減税率に係る相談体制を拡充すること。

同様に、消費者からの相談にも適切に対応するため、消費生活相談員向けの研修を実施し、現場対応力を強化するほか、消費者の理解増進のため、消費生活センター等において普及・啓発を行うこと。

また、税抜き価格による表示を可能とする総額表示義務の特例を維持すること。

- ⑤ 逆進性緩和に手段の一つとして検討されているプレミアム商品券については、低所得者世帯及び子育て世帯を中心に実施するとともに、対象者全てが利用しやすい仕組みとすること。

＜駆け込み・反動減対策、中小・小規模事業者対策＞

- ⑥ 諸外国の例を見ると、事業者が柔軟に価格設定を行うことから、付加価値税率の引上げ前後において急激な価格変動が生じていないことが指摘されている。わが国においても、諸外国と同様に需要変動の平準化を図り、引上げ前後で消費者が安心して買い物ができるよう、柔軟な価格設定を可能とするため、以下の取組を進めること。

A) 価格設定に関するガイドラインを早急に整備すること。

B) 価格を通じた需要平準化対策は、中小企業が取引先に対して消費税を円滑に転嫁できる環境整備が大前提であり、転嫁Gメンの体制強化など万全の対策を講じること。加えて、税率引上げ前の転嫁拒否行為等の未然防止のための書面調査や、税率引上げ後の全ての中小・小規模事業者等に対する書面調査により積極的な情報収集を行い、違反行為に厳正・迅速に対処すること。

- ⑦ 価格設定を通じた需要平準化対策について、体力に乏しい中小・小規模事業者は、大企業と同様の対応を取ることが難しい。このため、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上を進める観点も含め、消費税引上げ後の一定期間に限り、ポイント還元

といった新たな手法による支援を行うことが検討されているが、新たな手法による支援は、以下の点に十分に留意して制度設計すること。なお、新たな手法による支援とともに、地域の商店街について、個々の店舗の魅力向上など、商店街の集客力向上に向けた効果的な支援を講じること。

- A) 中小・小規模事業者対策であることを踏まえ、期間を集中し十分な還元率を確保する等、ポイント発行のための補助金が中小・小規模事業者に十分還元される仕組みとすること。
- B) 価格政策であることを踏まえ、対象店舗や対象品目については可能な限り幅広く対象とすること
- C) ポイント還元は、クレジットカードのみならず、各種電子マネー、QRコードなど様々なキャッシュレス決済手段を幅広く対象とすること。その上で、ポイント発行の範囲内で各種決済手段が手数料等について競争できる環境を整えること。
- D) マルチ決済端末を含め決済端末の導入に対し、従前の2分の1補助を上回る十分な支援措置を取るとともに、実効あるセキュリティ対策を講じること。
- E) 国内のキャッシュレス化率が低い状況を踏まえ、事業者及び消費者の双方にとって、分かりやすい制度設計やきめ細かな周知・広報を行うこと。

⑧ 消費税負担が大きく感じられる大型耐久消費財について、来年10月1日以降の購入にメリットが出るよう、党税制調査会等の議論を踏まえ以下のとおり、自動車・住宅について税制・予算措置を検討すること。

- 自動車は、地方の重要な生活の足であるとともに、経済・雇用面で幅広い波及効果を有する日本経済の牽引役であり、諸外国に比して自動車の取得・保有コストが高くなっていることを踏まえ、来年10月1日以降の自動車の保有に係る税負担の軽減を図ること。
- 住宅についても、来年10月1日以降の購入等についてメリットが出るよう、住宅ローン減税の拡充など税負担の軽減を図るとともに、歳出面においても、良質な住宅の取得・リフォームに関するポイント支援やネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の新築・改修支援など、所用の施策を行うこと。併せて、木材需要の拡大のための方策についても検討すること。

(以上)

(別 添)

1. 地方経済を支え、地方の定住・交流人口の拡大にも寄与するため、地方創生拠点整備交付金を拡充すること。
2. 期限を限った「ふっこう割」の全国展開、高速料金割引（平日）等により旅行需要・消費を喚起すること。また、ナイトタイムエコノミー活性化に向け、風営法の規制を緩和すること。
3. ODAを通じた海外展開支援につき、新たに「日本企業海外展開枠（仮称）」を創設し、①民間提案型調査等を通じたわが国製品の事業化支援及び②無償資金協力を通じたわが国製品の供与、を拡充すること。
4. H3ロケットや次世代衛星等の開発、南海トラフ地震・津波観測網の構築、ポスト「京」及び次世代放射光施設の整備、口径30m超大型光学赤外線望遠鏡（TMT）等の学術研究基盤の整備・共用、ITER計画等のエネルギー分野、海洋・原子力分野等の研究開発の推進、更にはムーンショット研究など科学技術による生産性革命を実現すること。
5. ナショナルトレーニングセンター（NTC）に係る施設整備など2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた取組を強化すること。
6. 東京国立近代美術館工芸館の金沢市へ移転のための施設整備や国立アイヌ民族博物館の整備など「文化芸術立国」の実現を加速させること。
7. 風しんの抗体検査の補助対象について抗体保有率の低い世代の男性への対象拡大、新型インフルエンザのパンデミック発生に備えたプレパンデミックワクチンの備蓄を進めること。
8. 「ものづくり・商業・サービス補助金」、「IT導入補助金」、「持続化補助金」について、十分な予算額を確保しつつ一体化し、多様な生産性向上の取組を強力に推進するとともに、支援機関の体制強化、個人事業主の事業承継のための税制措置の創設など、中小企業・小規模事業者の生産性の更なる向上のための取組を強化すること。